

尾張旭市監査公表第29号

平成28年11月1日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

健康福祉部福祉課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 平成27年度一般会計の歳入決算において収入未済となった生活保護費返還金の収入調定が行われているが、その調定額は、分納納付相当分となっている。当該債権は、尾張旭市会計規則第22条第1項及び第3項に規定する調定の処理に準じた整理等が必要で、その処理は、債権全額を一括調定した上で必要な分割納付の処理を行う必要がある。</p> <p>2 障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借契約及び尾張旭市障害者相談支援事業委託契約において、支出負担行為が行われていない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。</p>	<p>1 指摘事項については、尾張旭市会計規則に則った適切な処理を行いました。</p> <p>2 指摘事項については、尾張旭市会計規則に則った適切な処理を行いました。</p>